

自己資本の充実の状況

● 出資金

会員の皆さまより出資いただいた金額で、万が一の際に中央ろうきんが負う債務に対する最終的な引当てになる基本財産の額です。

● 利益準備金

中央ろうきんは、財政的基礎を固めるため、労働金庫法第60条第1項の規定により、出資金の総額に達するまで、毎事業年度の剰余金の10%相当額以上の金額を積み立てることとされています。

● 特別積立金

中央ろうきんは、自己資本の充実を図り、より安定した事業活動を継続していくために、定款の規定または総会の議決に基づき剰余金の一部を積み立てています。特別積立金には、使用目的を特定した目的積立金と使用目的を限定しない積立金があります。

● 次期繰越金

当期の剰余金のうち、配当等の外部流出額と準備金、積立金への繰入額を除いた翌期への繰越額です。

● 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額

自己資本比率算出にあたっては、「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布、法律第34号)に基づき算出した「土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額」の45%相当額が分子の自己資本に加算されます。なお、土地の再評価については貸借対照表注記26をご参照ください。

● 一般貸倒引当金

一般貸倒引当金は資産の部の単なる控除項目というよりは、資本としての色彩が強いと見ることができ、自己資本の補完的項目に加算することが認められています。ただし、加算できる額は自己資本比率の分母(リスクアセット額)の0.625%が限度となります。

● リスクアセット

リスクアセットは、金融機関が保有している総資産に資産の種類や取引相手の信用リスクの度合いに応じて法令により定められた「リスク・ウエイト」の(0~100%)を乗じて計算します。

なお、自己資本比率の計算に際して、リスクアセットを「資産(オン・バランス)項目」と「オフ・バランス取引項目」に区分しますが、中央ろうきんのオフ・バランス取引項目のほとんどは年金資金運用基金など政府関係機関の代理店業務に付随して発生する債務保証に関する「債務保証見返勘定」です。

単体自己資本比率は金融機関の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準として法令により定められた指標で、海外に営業拠点をもつ金融機関には国際統一基準が、それ以外の金融機関には国内基準が適用されます。

1998年4月1日に「早期是正措置」制度が導入され、自己資本比率が国際統一基準の8%または国内基準の4%を下回った場合、各種の行政措置が発動されることとなりました。

国内業務のみを行う中央ろうきんの場合、自己資本比率が4%以上が基準となります。

中央ろうきんの自己資本比率は8.11%となっています。

■ 単体自己資本比率(国内基準)の明細

(単位:百万円)

項目		2004年3月末	2005年3月末
基本的項目	出資金	29,319	29,324
	非累積的永久優先出資金	—	—
	優先出資払込金	—	—
	資本準備金	—	—
	その他資本剰余金	—	—
	利益準備金	29,319	29,324
	特別積立金	102,401	110,401
	次期繰越金	1,162	1,301
	その他	—	—
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	処分未済持分(△)	—	—
	自己優先出資(△)	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
計 (A)	162,203	170,352	
補完的項目	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	724	526
	一般貸倒引当金	10,594	9,465
	負債性資本調達手段等	—	—
	計	11,318	9,991
うち自己資本への算入額 (B)	11,318	9,991	
控除項目	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額 (C)	—	—
自己資本	(A) + (B) - (C) (D)	173,521	180,344
リスクアセット	資産(オン・バランス)項目	2,181,472	2,209,837
	オフ・バランス取引項目	14,675	11,334
	(うち債務保証に係るもの)	(14,618)	(11,295)
	計 (E)	2,196,147	2,221,171
単体自己資本比率(国内基準) (D) / (E) × 100		7.90%	8.11%

※1.本表は労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2に規定された基準により算出した数値を記載しています。

2.準備金・特別積立金等は各事業年度の剰余金処分後の金額です。

3.「補完的項目」は基本的項目の合計額を限度として自己資本に算入されます。